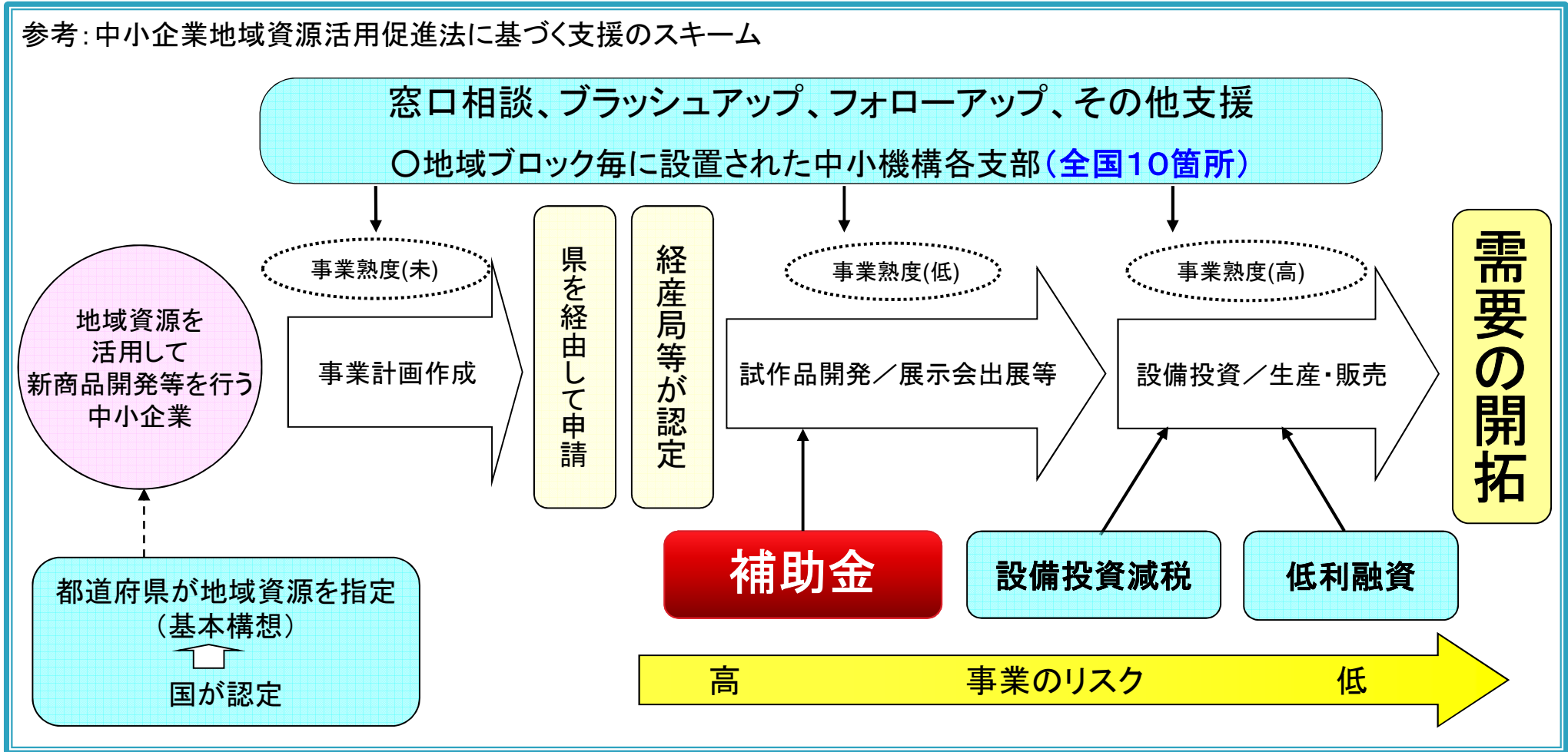


地域資源活用売れる商品づくり支援事業

Q 補助を受けることができる対象者にはどのような要件があるのですか？

A 補助を受けることができる対象者は、中小企業地域資源活用促進法第6条第1項に基づく **地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者**に限定されています。(認定計画に基づき共同で事業を実施する場合、当該認定計画における代表者が補助の対象者となります。)

参考: 中小企業地域資源活用促進法に基づく支援のスキーム



地域資源活用売れる商品づくり支援事業

Q どのような事業が補助の対象となるのですか？

A 認定を受けた地域産業資源活用事業計画に基づき、補助対象者が行う以下の事業が対象になります。

- ◇事業遂行に必要な市場調査
- ◇新商品・新役務の試作品の開発
- ◇研究開発に係る調査分析、実験
- ◇展示会等の開催又は展示会等への出展
- ◇事業遂行に必要な特許権の取得

※ 次のいずれかに該当する事業については、補助の対象となりません。

- ◆国(特殊法人等を含む。)による他の制度(補助金、委託費等)で支援を受けている事業と全く同一の内容である事業
- ◆展示会等において試作・開発を行った商品等を販売するなど、営利活動を伴う事業

※ 補助対象者(認定計画の代表者)が行う事業に限らず、認定計画に基づき共同で事業を実施するほかの事業者が行う事業についても、補助の対象とすることができます。ただし、補助金の交付を受ける者は代表者に限定されるため、補助対象経費となるのは、当該代表者が立替払などによって支出する経費についてのみとなります。

地域資源活用売れる商品づくり支援事業

Q 補助の対象となる経費には、どのようなものがありますか？

A 補助の対象となる経費としては、以下のような経費があります。

(1) 謝金

- ① 補助対象事業に係る委員会等の会議に出席した委員に支払われる謝金
- ② 指導・助言等を行った専門家に支払われる謝金

(2) 旅費

- ① 展示会の出展等の際に補助事業者の職員に支払われる交通費、宿泊費等の出張経費(食事代等は除く。)
- ② 会議への出席や、指導・助言等を行うための交通費、宿泊費等として、委員、専門家に支払われる旅費

(3) 事業費

- ① 会議、展示会における場所代、展示会会場の装飾経費、展示品の保険料
- ② 展示会事業等で用いるパンフレット、ポスター等の作成費など、事業の周知、PRに係る経費
- ③ 市場調査を行うための費用
- ④ 展示会事業などの販路開拓等を行うためのコンサルタントを活用する費用
- ⑤ 特許権の取得に際し、弁理士に支払う手続代行費用(日本の特許庁に納付される特許出願手数料等を除く。)
- ⑥ その他、展示会における通訳、郵便代、運送代など

(4) 試作・開発費

- ① 試作品の開発や実験等に必要な材料、器具、機械装置等を購入(レンタル、リース)するための経費
- ② 試作品の開発や実験等に必要な加工を外注するための経費
- ③ 試作品の開発に必要な実験・分析を行うための経費
- ④ 試作品の開発を行うためのコンサルタントを活用する費用
- ⑤ その他、試作品の開発に必要なデザインに係る経費など

※ 人件費、家賃、光熱水費や共同事業者間の外注等の取引に係る経費などは、補助の対象とはなりません。

地域資源活用売れる商品づくり支援事業

Q 補助事業について注意すべきことはありますか？

- A 補助事業を実施する上では、補助金の限度額、補助事業期間、報告・届出等の各種手続などのルールを遵守する必要があります。
また、補助金の支払は、原則、**事業完了後の精算払**になります。

参考

補助金の限度額

認定計画1件当たり3,000万円(下限は100万円)
※各年度の予算により変更される可能性があります。

補助事業期間

交付決定を受けた日から当該年度末(3月31日)までの期間(単年度の事業)
※補助事業期間外に支払等を行った事業については、補助対象外

補助事業遂行に伴う手続等

補助事業者は、交付決定を受けてから補助事業の完了までに、次に掲げるような報告書、申請書などを提出しなければなりません。

・遂行状況報告書 ・事業実績報告書 ・変更承認申請書 ・中止承認申請書 ・遅延等報告書

また、補助事業完了後も状況に応じて、事業化状況の報告や、財産処分の承認申請の手続を行わなければならないほか、関係書類を5年間保存する必要があります。